

馬名登録審査について

ご注意ください！（馬名申込みの前に）

有名な馬名はつけられません。

- *ダービー、有馬記念、東京大賞典などのG I 競走の勝馬名
- *ブリーダーズカップや凱旋門賞の勝馬など、国際的に有名な馬名(国際保護馬名等)

繁殖馬の馬名はつけられません。

- *日本で供用されている種雄馬及び種雌馬の馬名
- *持込馬の父及び外国産競走馬の父と母の馬名

現役の競走馬の馬名はつけられません。

紛らわしい馬名もつけられません。

1字又は10字以上の馬名はつけられません。

ただし、国際交流競走に出走するための外国競走馬及び輸入繁殖馬は、この限りではありません。

奇きょうな馬名はつけられません。

- *著名な人物等の名称と同じ馬名
ただし、歴史上の人物や特定の人を指さない場合は登録できることがあります。
- *人に不快な感じを与える馬名
- *頭文字又は数字だけで構成される馬名
- *意味と性別が異なる馬名
- *競馬用語等に関する馬名

国名や有名な地名は登録できないことがあります。

広告、宣伝のための馬名はつけられません。

- *商品名、会社名などを広告のためにそのまま使った馬名
- 映画名、テレビ番組名、曲名、キャラクター名などの名前も登録できない場合があります。

馬名の再使用の基準日は1月1日です。

使用を制限されている馬名は、使用可能年の年の1月1日を基準日として再使用ができるようになります。

保護される馬名	保護期間
GI競走の勝馬名	永 久
中央競馬のGI以外の重賞勝馬名	抹消後 10年間
地方競馬のGII, GIIIの勝馬名	抹消後 10年間
上記以外の競走馬の馬名	抹消後 5年間
種雄馬名	死亡又は用途を変更後 15年間
種雌馬名	死亡又は用途を変更後 10年間

馬名登録できない馬名（馬名登録実施基準抜粋）

- 1 馬名登録原簿に記載されている馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- 2 平成 13 年 12 月 31 日までに、J R A の馬名登録、N A R の馬登録若しくはジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録を受けている馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- 3 持込馬の父馬の馬名、輸入馬のうち血統登録を受けたものの父馬・母馬の馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- 4 父馬・母馬の馬名と同じである馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- 5 次に掲げる馬名と同じである馬名又はこれらと紛らわしい馬名
 - （1）サラブレッド造成から今日まで功績を残した著名な馬の馬名
 - （2）国際保護馬名（パリ会議で承認されている国際的に保護されている馬名）
 - （3）外国の重要な競走の勝馬の馬名
 - （4）我が国の競走馬の系統上、特に有名な種雄馬及び種雌馬の馬名
 - （5）中央競馬の G I 競走（2 歳の G I 競走は、平成 3 年以降）、J ・ G I 競走（中山大障害競走は平成 23 年以降）ならびに日本グレード格付け管理委員会（平成 20 年以前にあっては、ダート競走格付け委員会）により格付けされた地方競馬の G I 競走および J p n I 競走の勝馬の馬名
 - （6）昭和 58 年以前の東京優駿、皐月賞、菊花賞、桜花賞、優駿牝馬、エリザベス女王杯、天皇賞、有馬記念及び宝塚記念競走の勝馬の馬名
 - （7）昭和 56 年以前の中山大障害競走の勝馬の馬名
 - （8）全日本アラブ大賞典、平成 13 年以前の東京ダービー、楠賞全日本アラブ優駿及び平成 8 年以前の東京大賞典競走の勝馬の馬名
 - （9）イギリス（アイルランドを含む。）、フランス、アメリカ（カナダを含む。）及びオーストラリア（ニュージーランドを含む。）で最近 10 年間にリーディングサイアー（獲得賞金別）の 10 位までになった種雄馬の馬名
- 6 奇きょうな馬名
 - （1）馬名としてふさわしくない馬名
 - （2）著名な人物等の名称と同じ馬名。ただし、歴史的に一般化している場合又は愛称若しくは名のみの場合は登録することがある。
 - （3）公序良俗に反し又は侮辱的とみなすことのできる馬名
 - （4）言葉の意味と性別が異なる馬名
 - （5）馬及び競馬等に関する言葉（日、英、仏語）による馬名
ただし、前後に付属語を付した場合は登録することがある。
（ア）馬の品種名

- (イ) 馬の呼称
- (ウ) 競走名
- (エ) 毛色、服色又は帽色に使用されている色の名称
- (オ) 実況放送、成績掲載等に支障を生じる用語
- (6) アルファベット又は数字を片仮名で表現しただけの馬名
- (7) その他、認めないことがある馬名
 - (ア) 時事に関し、競走馬の馬名として不適切なもの
 - (イ) 動物の名称のもの
 - (ウ) 有名な地名又は山河の名称（国名、首都、都道府県名等）のもの
 - (エ) 映画、雑誌、テレビ番組及び曲名等の名称のもの
 - (オ) 冠名を付けている馬主にあつては冠名のみを馬名としたもの
 - (カ) 明らかに商品名と判断されるもの
- 7 1 字又は 10 字以上の馬名
 - ただし、外国で出走したことのある馬が競走の目的で輸入された場合又は繁殖の目的として輸入された場合は適用しない。
- 8 明らかに営利のため広告宣伝を目的として会社名、商品名等と同じである名称を付したと認められ、かつ、競走馬及び繁殖馬の馬名としてふさわしくない馬名
- 9 その他、馬名審査会又は馬名審議委員会で馬名として不適当と認められた馬名

再び使用できる馬名

（再び使用できる馬名の基準日は、その年の 1 月 1 日とする。）

- 1 馬名登録原簿に記載されている馬名で、J R A 若しくは N A R の「馬の登録」又は繁殖登録を受けていない馬の馬名は、その馬の死亡が判明した年から 5 年を経過したもの又は馬名登録原簿に記載された年から 10 年を経過したもののうち、いずれか早いもの
- 2 繁殖登録を受けた馬の馬名は、種雄馬にあつては死亡又は用途を変更した年から 15 年を経過したもの、種雌馬にあつては、死亡又は用途を変更した年から 10 年を経過したもの
- 3 J R A 及び N A R の「馬の登録」を受けた馬の馬名（馬名登録原簿に記載されているものに限る。）は、その登録が抹消された年から 5 年を経過したもの
- 4 平成 13 年 12 月 31 日までに、J R A の馬名登録又は N A R の馬登録を受けた馬の馬名は、その登録が抹消された年から 5 年を経過したもの
- 5 中央競馬の G I 競走以外の重賞競走ならびに日本グレード格付け管理委員会（平成 20 年以前にあつては、ダート競走格付委員会）により格付けされた地方競馬指定交流競走の G II 競走、J p n II、G III および J p n III 競走の勝馬の馬名は、「馬の登録」を抹消した年から 10 年を経過したもの

- 6 馬名登録原簿に記載されている馬名で、外国へ輸出された馬及び外国に輸出された後に馬名登録原簿に馬名を記載された馬(その後、輸入されたものを除く)に係わるものは、その馬の死亡が判明した年から5年を経過したもの又は出生した年から20年を経過したもののうち、いずれか早いもの
- 7 持込馬の父馬(輸入され、我が国で飼養されているものを除く。)の馬名及び輸入馬のうち血統登録を受けたものの父馬・母馬(輸入され、我が国で飼養されているものを除く。)の馬名は、父馬にあつては、出生した年から35年、母馬にあつては出生した年から25年を経過したもの
- 8 馬名を変更した場合における旧馬名は、変更した年から2年を経過したもの

馬名の表記方法

- 1 馬名の表記に用いる片仮名遣いは、語を現代語の音韻に従って書き表すことを原則とした昭和61年7月1日付け内閣告示第1号「現代仮名遣い」(別表1)によるものとする。
- 2 外来語の表記に用いる片仮名は、平成3年6月28日付け内閣告示第2号「外来語の表記」(別表2)によるものとする。
- 3 付帯として用いるアルファベット表記における日本語に由来する馬名は、「ローマ字のつづり方」(別表3)によるものとする。

別表 1

昭和 61 年 7 月 1 日付 内閣告示第 1 号「現代仮名遣い」に従い片仮名にしたもの

(直音)

ア	イ	ウ	エ	オ					
カ	キ	ク	ケ	コ	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
サ	シ	ス	セ	ソ	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
タ	チ	ツ	テ	ト	ダ	ヂ	ヅ	デ	ド
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ					
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	バ	ビ	ブ	ベ	ボ
					パ	ピ	プ	ペ	ポ
マ	ミ	ム	メ	モ					
ヤ		ユ		ヨ					
ラ	リ	ル	レ	ロ					
ワ				ヲ					

(拗音)

キャ	キュ	キョ	ギャ	ギュ	ギョ
シャ	シュ	ショ	ジャ	ジュ	ジョ
チャ	チュ	チョ	ヂャ	ヂュ	ヂョ
ニャ	ニユ	ニョ			
ヒャ	ヒュ	ヒョ	ビャ	ビュ	ビョ
			ピャ	ピュ	ピョ
ミャ	ミユ	ミョ			
リャ	リュ	リョ			

(撥音)

ン

(促音)

ッ

*長音は「ー」(長音符号)を用いることができるものとする。

別表 2

平成 3 年 6 月 28 日付 内閣告示第 2 号「外来語の表記」による。

第 1 表 (外来語や外国の地名・人名を表す一般的な使い方)

ア	イ	ウ	エ	オ				
カ	キ	ク	ケ	コ				シェ
サ	シ	ス	セ	ソ				チェ
タ	チ	ツ	テ	ト	ツァ			ツェ ツォ
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ		ティ		
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	ファ	フィ		フェ フォ
マ	ミ	ム	メ	モ				ジェ
ヤ		ユ		ヨ		ディ デュ		
ラ	リ	ル	レ	ロ				
ワ								

ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
ダ			デ	ド
バ	ビ	ブ	ベ	ボ
パ	ピ	プ	ペ	ポ
キャ	キュ	キョ		
シャ	シュ	ショ		
チャ	チュ	チョ		
ニャ	ニユ	ニョ		
ヒャ	ヒュ	ヒョ		
ミャ	ミユ	ミョ		
リャ	リュ	リョ		
ギャ	ギユ	ギョ		
ジャ	ジュ	ジョ		
ビャ	ビユ	ビョ		
ピャ	ピユ	ピョ		

ン (撥音)

ッ (促音)

ー (長音符号)

第 2 表 (外来語や外国の地名・人名を原音や現
つづりになるべく近く書き表す場合)

				イエ
		ウィ		ウエ ウォ
クァ	クイ			クェ クォ
	ツイ			
			トゥ	
グァ				
			ドウ	
ヴァ	ヴィ	ヴ	ヴェ	ヴォ
			テュ	
			フュ	
			ヴュ	

別表 3

昭和 29 年 12 月 9 日付 内閣告示第 1 号「ローマ字のつづり方」による。

ローマ字のつづり方

ア	イ	ウ	エ	オ	キャ	キュ	キョ
A	I	U	E	O	KYA	KYU	KYO
カ	キ	ク	ケ	コ	シャ	シュ	ショ
KA	KI	KU	KE	KO	SHA	SHU	SHO
サ	シ	ス	セ	ソ	チャ	チュ	チョ
SA	*SHI(SI)	SU	SE	SO	CHA	CHU	CHO
タ	チ	ツ	テ	ト	ニャ	ニユ	ニョ
TA	*CHI(TI)	*TSU(TU)	TE	TO	NYA	NYU	NYO
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ヒャ	ヒユ	ヒョ
NA	NI	NU	NE	NO	HYA	HYU	HYO
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	ミャ	ミユ	ミョ
HA	HI	FU	HE	HO	MYA	MYU	MYO
マ	ミ	ム	メ	モ	リャ	リユ	リョ
MA	MI	MU	ME	MO	RYA	RYU	RYO
ヤ	イ	ユ	エ	ヨ	ギャ	ギユ	ギョ
YA	I	YU	E	YO	GYA	GYU	GYO
ラ	リ	ル	レ	ロ	ジャ (ヂャ)	ジュ (ヂュ)	ジョ (ヂョ)
RA	RI	RU	RE	RO	JA	JU	JO
ワ	イ	ウ	エ	ヲ	ビャ	ビユ	ビョ
WA	I	U	E	O	BYA	BYU	BYO
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	ピャ	ピユ	ピョ
GA	GI	GU	GE	GO	PYA	PYU	PYO
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ			
ZA	JI	ZU	ZE	ZO			
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド			
DA	JI	ZU	DE	DO			
バ	ビ	ブ	ベ	ボ			
BA	BI	BU	BE	BO			
パ	ピ	プ	ペ	ポ			
PA	PI	PU	PE	PO			

- 1 はねる音「ン」はnで表す。
ただし m,b,p の前ではmを用いる
- 2 つまる音は、次に来る最初の子音を重ねて表すが、ただし次に c hがつづく場合にはcを重ねずに tを用いる。
- 3 長音符号「ー」は表記しない。
- 4 オ段の次の「ウ」「オ」は表記しない。

※ アルファベット表記が 18 文字を超えることを防ぐときに限りシを si、チを ti、ツを tu と使用することがある。